

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。加害生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針に則り、教職員全員の共通理解、保護者の協力、SC、SSW、子供家庭支援センター、警察や児童相談所等との連携、いじめの認知報告書による八王子市教育委員会との連携により、当該生徒が抱える問題の解決を図る。

2 主な取り組み

(1) 道徳教育等の充実

- ① 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ② コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③ 生徒会活動や生徒自身の主体的な取り組みを通して、生徒同士の関係づくりを継続的に行う。
- ④ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、生徒の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① いじめ対応の時間に、学校いじめ対策委員会を中心にいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。定期的に生徒情報を共有し、組織的に対応する（委員会は毎週水曜5校時、もしくは水曜3校時、構成メンバー：校長・副校長・いじめ対策コーディネーター・学年主任・特別支援学級担任・養護教諭・特別支援教室専門員・特別支援教室巡回教員・スクールカウンセラー・学校心理士・SSW）。
- ② いじめに関する生徒アンケートを毎月実施し、集計結果を全教職員で共有する。
- ③ いじめ対応の時間に教育相談週間を設け、担任と生徒の二者面談を実施する。
- ④ いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻[学校の取組編]東京都教育委員会(令和3年2月)のP94を参照して、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- ⑤ スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。なお、1学期中にスクールカウンセラーによる第1学年生徒の全員面接を実施する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 生徒への情報モラルの指導を徹底し、家庭への協力を依頼する。（5月にメディアリテラシーの学習）
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- ③ 生徒会を中心に小学校児童会と連携し「SNSルール」の改定及び徹底を図る。

(4) その他

- ① いじめの防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。
- ② 入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、地域、関係機関等へ基本方針の内容を説明する。保護者と連携し、子ども見守りシート等を活用し、いじめの早期発見に努める。
- ③ 学校いじめ対策委員会の年間の活動計画を作成し、毎回確実に記録する。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) 学校いじめ対策委員会でいじめの事実確認を速やかに行い、加害生徒及びその保護者に対する指導を行う。
- (2) いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。